

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第11条 一略一	第11条 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>	<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</p>
5～7 一略一	5～7 一略一
<p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>8 第1項、第3項及び前3項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>
(1)～(4) 一略一	(1)～(4) 一略一
(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8	(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9

項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 一略一

9～14 一略一

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和27年5月県条例第20号県職員等に対する退職手当の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）は廃止する。

3 昭和28年7月31日以前の退職に因る退職手当については、なお従前の例による。

4 昭和28年8月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する職員（附則第21項に規定する者で、もとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の適用日の前日以前における勤続期間の計算については、附則第7項及び第12項から第16項までの規定によるほか、第8条（第5項後段を除く。）並びに山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下「条例第38号」という。）附則第9項及び第15項の規定の例による。

5 昭和28年7月31日に現に在職する職員が、同年8月1日以後第5条第1項及び第6条第1項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき旧条例第3条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第4条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和28年7月31日以前における勤続期間については附則第3項又は同項及び附則第7項の規定により、同年8月1日以後における勤続期間については第8条又は附則第8項の規定による。

7 昭和28年7月31日に現に在職する職員及び職

項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 一略一

9～14 一略一

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職による退職手当について適用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

員以外の地方公務員等であつて、同年8月1日以後引き続き職員となつた者の在職期間に引き続き旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、その者の勤続期間として通算するものとする。

8 昭和20年8月15日に現に附則第14項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続きいたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続きいたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

（削る）

9 前項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和28年7月31日（同年8月1日以後に附則第14項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第12項及び附則第13項（これらの規定を附則第17項において準用する場合を含む。）並びに附則第18項の規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに条例第38号附則第9項及び第15項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第38号による改正前の第8条

（削る）

の2第1項の退職、附則第11項の特殊退職及び附則第26項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

- 10 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第8項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員となり、又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで、条例第38号による改正前の第8条の2第2項及び附則第26項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第26項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第26項において例による附則第10項第2号に掲げる割合を合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。
- (1) その者が第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで、山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号）附則第3項並びに条例第38号附則第5項から第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
- (2) その者が特殊退職をした際に、支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の

(削る)

端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第15項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月県条例第9号。以下この号において「条例第9号」という。))による改正前の第5条(25年以上勤続して退職した者のうち定数の減少、組織の改廃又は勤務公所の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第6条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、条例第9号による改正前の第5条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

11 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する場合を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。)の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

(3) 附則第12項又は附則第13項(これらの規定を附則第9項及び附則第17項において準用する場合を含む。)の退職

(4) 附則第15項(附則第17項において準用する場合を含む。)の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の

(削る)

喪失

12 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、第3号から第6号までに規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(削る)

(1) 本邦において鉄道事業法（昭和61年法律第92号）附則第2条の規定による廃止前の地方鉄道法（大正8年法律第52号）第1条第1項に規定する地方鉄道の事業を行つていた法人で法律の規定に基づき政府に買収されたもので施行令附則第3項第1号の規定により内閣総理大臣の指定するものの職員（以下「地方鉄道職員」という。）のうち、買収に際しこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく施設の引継ぎとともに引き続いて国の職員となつたものの当該地方鉄道職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和22年法律第151号）第1条の規定の適用を受け職員の当該会社の職員としての引き続いた在職期間

(3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」とい

う。)の事業と同種の事業を行っていたもので施行令附則第3項第3号の規定により内閣総理大臣の指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(5) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(6) 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間
イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で施行令附則第3項第6号の規定により内閣総理大臣の指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関

職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

13 適用日の前日以前における次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(削る)

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しうを受けて他の事務部局の職員となるため退職し、かつ、当該任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しうを受けた他の事務部局の職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しうを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの

14 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から適用日の前日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(削る)

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勸令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

15 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勸令（昭和21年勸令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勸令（昭和22年勸令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく内閣官房令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職

(削る)

につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつた者を含む。)が、その退職の後法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から昭和28年7月31日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

16 職員が退職(附則第11項の特殊退職を除く。)に因りこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けていたときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た額(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(削る)

17 適用日の前日に現に在職する職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務する公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)から引き続いて職員となつたもの及び適用日の前日現に在職する職員以外の地方公務員等であつて、適用日以後に引き続いて職員となつたものの適用日の前日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第12項から第16項までの規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに条例第38号附則第9項及び第15項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、退職(条例第38号による改正前の第8条の2第1項の退職、附則第11項の特殊退職及び附則第26項に規定する職員又は

(削る)

職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

18 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第27条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

(削る)

19 未復員者の勤続期間の計算については、次項に規定する場合を除き、その全勤続期間を除算する。

(削る)

20 本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者(第27条第2項の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後、引き続き職員となつた者を含む。)又は附則第8項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間(未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての適用日の前日以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。

(削る)

21 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの(自己の意志により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあつた者を除く。)が、恩給法(昭和28年法律第155号)の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和28年8月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、第5条の規定による退職手当(その退職の日が昭和28年7月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる旧条例第4条の規定による退職手当)を支給する。

(削る)

22 恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる職員に対する前項

(削る)

の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。

23 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。

(削る)

24 附則第21項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第27条第2項の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第3号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、附則第21項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(削る)

25 昭和28年8月1日以後の死亡により退職した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

(削る)

26 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職したことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限

(削る)

る。) 中において、昭和38年3月31日までの間に職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する場合を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第10項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書の規定の適用については、同項中「退職により」とあるのは、「退職（条例第38号による改正前の第8条の2第1項の退職、附則第11項の特殊退職及び附則第26項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

27 先に職員として在職し、任命権者の要請に応じ、引き続いて財団法人オリンピック東京大会組織委員会に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「組織委員会の職員」という。）となるため退職（第5条及び第6条の規定による退職手当に係る退職を除く。）し、かつ、引き続き組織委員会の職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(削る)

28 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、条例第38号による改正前の第8条の2第2項の計算の例により得た額とする。

(削る)

29 昭和40年3月31日に現に地方職員共済組合山形県支部、公立学校共済組合山形支部及び警察共済組合山形県支部（以下この項において「共済組合」という。）に在職する職員であつて、退職によりこの条例の規定に相当する退職手当の支給を受けることなく昭和40年4月1日に職員となつたものの在職期間に引き続く共済組合の職員としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、その者の共済組合の職員としての勤続期間については、職員の例による。

(削る)

30 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年12月県条例第35号）附則第9項又は第10項の規定の適用を受ける職員が退職する場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、これらの規定にかかわらず、昭和57年3月31日までの間は、これらの規定の適用がないものとした場合に適用されるべき山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の規定によりその者が受けるべき給料の月額とする。

31 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

32 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手

（削る）

2 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本た

<p>当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>ばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>33 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p>	<p>4 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p>
<p>34 一略一</p>	<p>5 一略一</p>
<p>35 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第38号附則第5項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第35項</u>」とする。</p>	<p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（<u>山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下「条例第38号」という。）</u>附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第6項</u>」とする。</p>
<p>36 一略一</p>	<p>7 一略一</p>
<p>37 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第38号附則第7項</u>の規定に該当する者を除く。）で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第35項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第38号附則第7項</u>の規定に該当する者を除く。）で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第6項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>38 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（<u>同法附則第11条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその</p>	<p>9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（<u>同法附則第13条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその</p>

者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

39～41 一略一

42 平成20年3月31日に現に在職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。以下この項において同じ。）及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となつた者が、引き続き職員として在職した後平成23年3月31日に退職（地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職を除く。）をし、かつ、引き続き地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「機構」という。）の職員（以下「機構職員」という。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、機構職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者が、平成23年3月31日において、山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員又は同条例第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員であるときは、この限りでない。

43 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則

者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10～12 一略一

13 平成20年3月31日に現に在職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。以下この項において同じ。）及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となつた者が、引き続き職員として在職した後平成23年3月31日に退職（地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職を除く。）をし、かつ、引き続き地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「機構」という。）の職員（以下「機構職員」という。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、機構職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者が、平成23年3月31日において、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員又は同条例第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員であるときは、この限りでない。

14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則

省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として規則で定める者に該当し、に照らして再就職を促進するために必要な職業安かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことて再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(イに掲げる者を除く。)

当であると認められたものとする。

省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として規則で定める者に該当し、に照らして再就職を促進するために必要な職業安かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことて再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(イに掲げる者を除く。)

当であると認められたものとする。

附則第3項関係(山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号)の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で山形県職員等に対する退職手当支給条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 一略一</p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で山形県職員等に対する退職手当支給条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 一略一</p>

附則第4項関係(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月県条例第9号)の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の</p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の</p>

前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第35項から第37項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 一略一

前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第6項から第8項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 一略一

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(防疫作業に従事する職員の特種勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特種勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、<u>健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課</u>、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(防疫作業に従事する職員の特種勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特種勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、<u>健康福祉部コロナ収束総合企画課</u>、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p>
<p>(坑内作業に従事する職員の特種勤務手当)</p> <p>第6条の6 坑内作業に従事する職員の特種勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>産業労働部商工産業政策課</u>、農林水産部農村整備課及び総合支庁に勤務する職員が、掘削中の鉱山又は旧廃坑の坑内において地質及び鉱床の調査又は指導等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(坑内作業に従事する職員の特種勤務手当)</p> <p>第6条の6 坑内作業に従事する職員の特種勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>産業労働部産業創造振興課</u>、農林水産部農村整備課及び総合支庁に勤務する職員が、掘削中の鉱山又は旧廃坑の坑内において地質及び鉱床の調査又は指導等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

山形県県税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第34条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第38条の3 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第38条の4 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）</p> <p>第74条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 一略一</p> <p>2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3 一略一</p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第34条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第38条の3 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第38条の4 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）</p> <p>第74条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に<u>不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）</u>は、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 一略一</p> <p>2 <u>前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させることができる。</u></p> <p>3 一略一</p>

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第76条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によつて不動産取得税の賦課徴収に関する申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格及び固定資産課税台帳に登録後において当該不動産について増築、改築、損かいその他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第78条 一略一

2 前項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、第74条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

3 一略一

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第80条の2 一略一

2 一略一

3 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第74条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

4 一略一

5 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

6及び7 一略一

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第80条の4 一略一

2 一略一

3 前項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、第74条の規定により当

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第76条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定により不動産取得税の賦課徴収に関する申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格及び固定資産課税台帳に登録後において当該不動産について増築、改築、損壊その他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第78条 一略一

2 前項の申告をする者は、当該土地の取得の日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

3 一略一

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第80条の2 一略一

2 一略一

3 前項の申告をする者は、当該住宅の取得の日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

4 一略一

5 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

6及び7 一略一

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第80条の4 一略一

2 一略一

3 前項の申告をする者は、当該不動産の取得の日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した

該不動産の取得の事実を申告する際にあわせて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

4及び5 一略一

6 前項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

7 一略一

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、附則第12条の9、附則第22条及び附則第29条第1項において「前年」という。)の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。)及び同項第9号に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

2及び3 一略一

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及

申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

4及び5 一略一

6 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 一略一

7 一略一

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、附則第12条の9、附則第22条及び附則第29条において「前年」という。)の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。)及び同項第9号に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

2及び3 一略一

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及

び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 一略一

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条及び第34条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用が

び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 一略一

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

(削る)

ある場合

(2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

3 一略一

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 一略一

2 一略一

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4～8 一略一

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条の5 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

(削る)

3 一略一

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 一略一

2 一略一

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4～8 一略一

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条の5 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第9項(同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合(租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。)に限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 及び 3 一略一

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 及び 6 一略一

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

（不動産取得税の減額等）

第14条の3 一略一

2 及び 3 一略一

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）に限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 及び 6 一略一

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

（不動産取得税の減額等）

第14条の3 一略一

5 第78条から第80条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第78条第1項中「土地の取得者」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する宅地建物取引業者」と、「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第80条第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から2年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、同項第2号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の予定年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の予定年月日」と、同項第6号中「住宅の床面積」とあるのは「改修工事対象住宅の構造及び床面積」と、第79条中「第77条第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、第80条第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第77条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項第2号中「土

5 第78条から第80条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第78条第1項中「土地の取得者」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する宅地建物取引業者」と、「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第80条第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から2年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第2号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の予定年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の予定年月日」と、同項第6号中「住宅の床面積」とあるのは「改修工事対象住宅の構造及び床面積」と、第79条中「第77条第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、第80条第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第77条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項第2号中「土

地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の年月日」と、同項第7号中「住宅の床面積」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する住宅性能向上改修住宅の構造及び床面積」と読み替えるものとする。

6及び7 一略一

(不動産取得税の徴収猶予)

第15条 一略一

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする農地等の取得について、第74条の規定による申告をする際に、同項の規定の適用を受けたい旨及び次の各号に掲げる事項を記載した申告書を併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 一略一

3 一略一

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。)に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2及び3 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の年月日」と、同項第7号中「住宅の床面積」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する住宅性能向上改修住宅の構造及び床面積」と読み替えるものとする。

6及び7 一略一

(不動産取得税の徴収猶予)

第15条 一略一

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする農地等の取得について、当該農地等の取得の日から1月以内に、同項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載した申告書を併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 一略一

3 一略一

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。)に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2及び3 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

る。

— 略 —		
附則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は第41条の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
— 略 —		

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

— 略 —		
附則第5条の4の2第1項第1号	又は第41条の2	若しくは第41条の2又は震災特例法第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第9項まで

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法

る。

— 略 —		
附則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで又は第41条の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
— 略 —		

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

— 略 —		
附則第5条の4の2第1項第1号	又は第41条の2	若しくは第41条の2又は震災特例法第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第6項から第10項まで

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

(削る)

第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに附則第22条第3項の規定の適用については、附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第22条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第3項及び附則第22条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところ</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところ</p>

により計算した額に対して課する事業税

- (2) 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

定めるところにより計算した額に対して課する事業税

- (2) 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号</u>の中欄又は<u>第45条第2項の表の第1号</u>の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は<u>第45条第2項の表の第1号</u>の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「適用設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあつては、新設又は増設に限る。以下「取得等」という。）をした者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあつては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号</u>の中欄又は<u>第45条第3項の表の第1号</u>の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は<u>第45条第3項の表の第1号</u>の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「適用設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあつては、新設又は増設に限る。以下「取得等」という。）をした者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあつては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均</p>

伴う措置が適用される場合等を定める省令
(令和3年総務省令第31号)で定めるところ
により計算した額に対して課する事業税

イ及びロ 一略一
(2)及び(3) 一略一

一課税に伴う措置が適用される場合等を定め
る省令(令和3年総務省令第31号)で定め
るところにより計算した額に対して課する事業
税

イ及びロ 一略一
(2)及び(3) 一略一

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払い)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号に規定する契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払い)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号に規定する契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委</p>

員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ 一略一

(ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第1条のビラの作成枚数(当該作成枚数が、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号に定める枚数を超える場合には、これらの号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、第1条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 山形県議会議員の選挙における候補者 7円51銭

(2) 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭

ロ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより算定した金額に第1条のポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該候補者に係る選挙区又は選挙が行われる区域(以下「選挙区等」という。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、同条のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ 一略一

(ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第1条のビラの作成枚数(当該作成枚数が、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号に定める枚数を超える場合には、これらの号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、第1条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 山形県議会議員の選挙における候補者 7円73銭

(2) 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円73銭

ロ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 386,500円と5円18銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより算定した金額に第1条のポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該候補者に係る選挙区又は選挙が行われる区域(以下「選挙区等」という。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、同条のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

山形県県税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第45条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 法第53条第64項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第6項において「申告書記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条及び第67条の7の2において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(同項及び同条において「機構」という。)を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>5～7 一略一</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第45条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 法第53条第66項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第6項において「申告書記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条及び第67条の7の2において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(同項及び同条において「機構」という。)を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>5～7 一略一</p>
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p>

並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの所得割額

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

(3) 一略一

2～5 一略一

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第49条の2 一略一

2～5 一略一

6 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第54条第1項第1号及び第4項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、第49条の2第1項及び第2項の規定によ
--------------------	-------	---

並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの所得割額

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業 収入割額

(3) 一略一

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～5 一略一

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第49条の2 一略一

2～5 一略一

6 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第54条第1項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、第49条の2第1項及び第2項の規定によ
------------	-------	---

		り、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第54条第1項第3号及び第4項第3号	その他の法人	その他の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		
第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

—略—

(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ —略—

ハ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	1

		り、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第54条第1項第3号	その他の法人	その他の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		
第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第54条第5項第2号	特別法人以外 の法人	特別法人以外の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		

(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ —略—

ハ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

<p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額</u></p> <p>(3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額</u></p>
<p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の<u>もの</u>が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>第49条第1項第1号イに掲げる法人</u> 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ <u>各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額</u></p> <p>ロ <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額</u></p> <p>ハ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) <u>その他の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額 (不動産取得税の課税標準の特例)</p>	<p>5 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の<u>もの</u>（第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額 (不動産取得税の課税標準の特例)</p>
<p>第70条の2 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p>	<p>第70条の2 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 <u>前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。</u></p> <p>6 第4項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p>

6～9 一略一

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第77条 一略一

2～5 一略一

6 前項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9」
--------------------------	-----------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された

7～10 一略一

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第77条 一略一

2～5 一略一

6 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

7 第5項の申告をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9」
--------------------------	-----------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7」

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された

場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和4年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 一略一

2及び3 一略一

4 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、法第73条の14第6項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第8項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第9項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格

場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 一略一

2及び3 一略一

4 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第9項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格

があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定の定めるところによる。

があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定の定めるところによる。

第2条関係（山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>（1） <u>次号及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>（2） 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガ</u></p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>（1） <u>次号から第4号</u>までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第7項各号</u>に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>（2） 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業のうちガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業（以下この節において「導管ガス供給業」という。）、保険業並びに貿易保険業</u> 収入割額</p>

ス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）
以外の者が行うものを除く。以下この節にお
いて同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入
 割額

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ ー略ー

2～5 ー略ー

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第49条の2 ー略ー

2～5 ー略ー

6 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第54条第1項第1号及び第4項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、第49条の2第1項
--------------------	-------	---

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）、同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ ー略ー

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。）
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～5 ー略ー

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第49条の2 ー略ー

2～5 ー略ー

6 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第54条第1項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、第49条の2第1項
------------	-------	---

		及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第54条第1項第3号及び第4項第3号	その他の法人	その他の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		
第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

—略—

(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ —略—

ハ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7
各事業年度の所得のうち年800万円	100分の

		及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第54条第1項第3号	その他の法人	その他の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		
第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第54条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
—略—		

(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ —略—

ハ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

円を超える金額 1

(2)及び(3) 一略一

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)及び(2) 一略一

4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次
に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 一略一

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額
(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

「各事業年度の所得のうち年400 100分」

(2)及び(3) 一略一

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)及び(2) 一略一

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 一略一

(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額
(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

「各事業年度の所得のうち年400 100分」

万円を超える金額	の4.9
----------	------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

万円を超える金額	の4.9
----------	------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7」

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。